

地方裁量型認定こども園
指導監査セルフチェックリスト
(令和8年度)

【 目 次 】

認可外基準（設問①）	・・・	4
施設運営（設問①～⑤）	・・・	4
職員体制（設問①～⑭）	・・・	6
安全対策（設問①～⑫）	・・・	11
教育・保育（設問①～⑦）	・・・	14
食事の提供（設問①～④）	・・・	15
職員処遇（設問①～⑫）	・・・	16

【 根 拠 法 令 等 （ 略 称 ） 】

○法令

略称	正式名称	公布等年月日
児童福祉施設設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年12月29日
労働基準法	労働基準法	昭和22年4月7日
労働基準法施行規則	労働基準法施行規則	昭和22年8月30日
パート労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成5年6月18日
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則	昭和47年9月30日
関税暫定措置法	関税暫定措置法	昭和35年3月31日
関税暫定措置法施行令	関税暫定措置法施行令	昭和35年3月31日

○国通知等

略称	正式名称	公布等年月日
新制度指導監査通知	子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について	平成27年12月7日
認定こども園設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（告示）	平成26年7月31日
保育所保育指針	保育所保育指針	平成29年3月31日
児童福祉行政監査通知	児童福祉行政指導監査の実施について	平成12年4月25日
認定こども園における職員配置特例	認定こども園における職員配置に係る特例について	平成28年4月1日
プール事故防止通知	教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について	平成30年6月8日
事故報告通知	特定教育・保育施設等における事故の報告等について	平成29年11月10日
避難確保計画作成通知	要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について	平成29年8月23日
食中毒事故発生防止通知	社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について	平成8年6月18日
衛生管理及び食中毒発生予防通知	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	平成9年6月30日
衛生管理通知	社会福祉施設における衛生管理について	平成9年3月31日
大量調理施設衛生管理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル	平成9年3月24日
保育士労働環境確保通知	保育士の労働環境確保に係る取扱いについて	平成29年9月7日
保育指針解説	保育所保育指針解説	平成30年2月改定
感染症対策ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン	平成30年3月改訂
アレルギー対応ガイドライン	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	平成31年4月改訂
安全管理の徹底について	保育所、幼稚園及び認定こども園における安全管理の徹底について	令和3年8月27日
インクルーシブ保育について	保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項について	令和4年12月26日
看護師等の配置特例の要件見直しについて	保育所等における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項について	令和4年11月30日

○県条例等

略称	正式名称	公布等年月日
認定こども園認定基準条例	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例	平成18年10月1日
認定規則	宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則	平成18年10月1日
認可・認定基準条例施行通知	宮崎県認定こども園の認可・認定基準に関する条例等の施行について	平成26年11月19日
栄養管理条例	多数給食施設における栄養管理に関する条例	平成12年3月29日
栄養管理条例施行規則	多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則	平成12年6月1日
保育所給食の手引き	保育所給食の手引き	平成22年4月12日

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等																																																																																																									
		適	否	非該当																																																																																																										
【認可外基準】	①「認可外保育施設指導監督基準」を満たしているか。 ※同基準を満たしているかどうか、別途立入調書により確認を行う。	☐	☐	☐	新制度指導監査通知 1(1)前略 ※幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園、地方裁量型は認可外保育施設として指導監査を実施。その上で、認定権者である都道府県の判断により、必要に応じ、認定こども園としての認定基準の遵守状況等を实地調査等により確認。																																																																																																									
【施設運営】	①保育室・園舎の面積は基準を満たしているか。 【保育室】 ※直近の児童数について、満年齢で記入すること。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第8条 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、保育室又は遊戯室等に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。 乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65㎡以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上でなければならない。 第7条第2項 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上でなければならない。																																																																																																									
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>組</td><td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.65㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td></td><td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td><td>人</td><td>×</td><td>3.3㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td>㎡</td><td>満2歳以上の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.98㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td>組</td><td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.65㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td></td><td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td><td>人</td><td>×</td><td>3.3㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td>㎡</td><td>満2歳以上の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.98㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td>組</td><td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.65㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td></td><td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td><td>人</td><td>×</td><td>3.3㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td>㎡</td><td>満2歳以上の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.98㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td>組</td><td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.65㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td></td><td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td><td>人</td><td>×</td><td>3.3㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td>㎡</td><td>満2歳以上の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.98㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td>組</td><td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.65㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td></td><td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td><td>人</td><td>×</td><td>3.3㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td>㎡</td><td>満2歳以上の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.98㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr> </tbody> </table>	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡				
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																								
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																								
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																								
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																								
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																								
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																								
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																								
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																								
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																								
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																								
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																								
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																								
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																								
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																								
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																								

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等																																						
		適	否	非該当																																							
【施設運営】	【園舎】 <table border="1"> <tr> <td>実面積</td> <td>m²</td> </tr> </table> 満3歳以上の学級数に応じた下表の面積 ※いずれか該当する方。 <table border="1"> <tr> <td>1学級</td> <td>1 学級</td> <td>180m²</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>学級 320+100×(学級数__-2)</td> <td>= m²</td> </tr> </table> ただし、既存施設が地方裁量型認定こども園になる場合で、上記【保育室】の基準を満たす場合はこの限りではない。 【園庭】 <table border="1"> <tr> <td>実面積</td> <td>m²</td> </tr> </table> 下表のＡ及びＢを満たすか。 Ａ 満2歳以上の子ども1人につき3.3m²以上 <table border="1"> <tr> <td>満2歳以上の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3m²</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> </table> Ｂ 次表に掲げる面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて、Ａにより算定した面積を加えた面積以上であること。 <table border="1"> <tr> <td>2学級以下</td> <td>学級</td> <td>330+30×(学級数__-1)</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>学級</td> <td>400+80×(学級数__-3)</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> </table> ただし、既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受けている場合は、どちらかの基準を満たせば可。	実面積	m ²	1学級	1 学級	180m ²	2学級以上	学級 320+100×(学級数__-2)	= m ²	実面積	m ²	満2歳以上の子	人	×	3.3m ²	=	m ²	2学級以下	学級	330+30×(学級数__-1)	=	m ²	3学級以上	学級	400+80×(学級数__-3)	=	m ²				認定こども園認定基準条例 第6条 認定こども園の園舎の面積は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない(保育室・遊戯室・乳児室・ほふく室その他の設備の面積を除く)。 ただし、既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合で、乳児室の面積:満2歳未満の子ども1人につき1.65m²以上、ほふく室の面積:満2歳未満の子ども1人につき3.3m²以上、保育室又は遊戯室の面積:満2歳以上の子ども1人につき1.98m²以上の基準を満たすときは、この限りでない。 <table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </table> 認定こども園認定基準条例 第7条第3項 第1項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第1号の基準を満たすときは第2号の基準、第2号の基準を満たすときは第1号の基準を満たすことを要しない。 (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。 (2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号により算定した面積を加えた面積以上であること。 <table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table>	学級数	面積(m ²)	1学級	180	2学級以上	320+100×(学級数-2)	学級数	面積(m ²)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)
実面積	m ²																																										
1学級	1 学級	180m ²																																									
2学級以上	学級 320+100×(学級数__-2)	= m ²																																									
実面積	m ²																																										
満2歳以上の子	人	×	3.3m ²	=	m ²																																						
2学級以下	学級	330+30×(学級数__-1)	=	m ²																																							
3学級以上	学級	400+80×(学級数__-3)	=	m ²																																							
学級数	面積(m ²)																																										
1学級	180																																										
2学級以上	320+100×(学級数-2)																																										
学級数	面積(m ²)																																										
2学級以下	330+30×(学級数-1)																																										
3学級以上	400+80×(学級数-3)																																										

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等																																					
		適	否	非該当																																						
【施設運営】	②建物又は敷地の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第14条第2項 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。																																					
	③満3歳以上の子どもについては学級を編制し、1学級原則35人以下としているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第3条第2項 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（「教育及び保育時間相当利用児」）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、当該学級ごとに少なくとも1人の学級担任に担当させなければならない。 この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。																																					
	④保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日8時間を原則としているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第13条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。																																					
	⑤職員の資質向上のため、研修計画を作成し、実施しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例・認定規則 ・条例第10条 認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上を図らなければならない。 ・規則第7条（4） 適切な研修の計画を作成し、及び実施することにより、研修の幅を広げること。																																					
	【職員体制】	①教育及び保育に従事する職員の数は年齢別配置基準を満たしているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第3条第1項 認定こども園には、次の表の下欄に定める員数以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。 ただし、常時2人を下ってはならない。<table><tr><td>満4歳以上の子ども</td><td>おおむね25人につき1人</td></tr><tr><td>満3歳以上満4歳未満の子ども</td><td>おおむね15人につき1人</td></tr><tr><td>満1歳以上満3歳未満の子ども</td><td>おおむね6人につき1人</td></tr><tr><td>満1歳未満の子ども</td><td>おおむね3人につき1人</td></tr></table>	満4歳以上の子ども	おおむね25人につき1人	満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね15人につき1人	満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人	満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人																												
満4歳以上の子ども		おおむね25人につき1人																																								
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね15人につき1人																																									
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人																																									
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人																																									
【児童数及び必要職員数】（※必要職員数は経過措置における基準） ※直近の児童数について、満年齢で記入すること。																																										
<table><tr><td>満0歳</td><td>人</td><td>÷</td><td>3</td><td>=</td><td>人</td><td>※小数点第2位以下切り捨て</td></tr><tr><td>満1歳</td><td>人</td><td rowspan="2">÷</td><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">=</td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="2">※小数点第2位以下切り捨て</td></tr><tr><td>満2歳</td><td>人</td></tr><tr><td>満3歳</td><td>人</td><td>÷</td><td>20</td><td>=</td><td>人</td><td>※小数点第2位以下切り捨て</td></tr><tr><td>満4歳以上</td><td>人</td><td>÷</td><td>30</td><td>=</td><td>人</td><td>※小数点第2位以下切り捨て</td></tr><tr><td>計</td><td>人</td><td>計</td><td></td><td></td><td>人</td><td>※四捨五入</td></tr></table>		満0歳	人	÷	3	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満1歳	人	÷	6	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満2歳	人	満3歳	人	÷	20	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満4歳以上	人	÷	30	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	計	人	計			人	※四捨五入				
満0歳	人	÷	3	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																				
満1歳	人	÷	6	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																				
満2歳	人																																									
満3歳	人	÷	20	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																				
満4歳以上	人	÷	30	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																				
計	人	計			人	※四捨五入																																				

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等								
		適	否	非該当									
【職員体制】	【現在の職員数】 <table border="1"> <tr> <td>常勤</td> <td>人</td> <td>(A)</td> </tr> <tr> <td>非常勤</td> <td>人</td> <td></td> </tr> </table> ⇒ 勤務時間(月)の合計 時間 ÷ 常勤職員の1ヶ月の勤務時間 時間 ⇒ 常勤換算 人 計 (A) + (B) 人 ※小数点以下の端数処理はしない。	常勤	人	(A)	非常勤	人							
常勤	人	(A)											
非常勤	人												
②教育及び保育に直接従事する職員は、常時2人以上配置されているか。		☐	☐	☐	※認定こども園認定基準条例の経過措置 第3条第1項 認定こども園には、次の表の下欄に定める員数以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。 ただし、常時2人を下ってはならない。 <table border="1"> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の子ども</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の子ども</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の子ども</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </table>	満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人	満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人	満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人	満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人
満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人												
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人												
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人												
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人												
③満3歳以上の子どもについては、各学級ごとに少なくとも1人の学級担任を配置しているか。		☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第3条第2項 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、当該学級ごとに少なくとも1人の学級担任に担当させなければならない。								
④学級担任は、幼稚園教諭免許を有しているか。 ただし、保育士資格保有者で、その意欲・適性・能力等を考慮して適当と認められる者が、幼稚園教諭免許の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。 ※児童福祉事業に3年以上従事した経験を有する者で、県が実施する幼稚園・保育所・認定こども園等新規採用者研修を修了していることが要件		☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例・認定規則 条例第4条第2項 職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有する者でなければならない。 条例第4条第3項 前項の規定にかかわらず、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有することが困難であるときその他やむを得ない事情があるときは、そのいずれかを有することとする。 条例第4条第4項 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教諭免許状を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合に限り、保育士の資格を有する者を学級担任とすることができる。 規則第4条第1項第2号 条例第4条第4項ただし書の保育士の資格を有する者がその意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認める者であり、かつ、幼稚園教諭免許状の取得に向けて努力を行っていること。								

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員体制】	⑤満3歳以上の子ども(1号・2号認定)の教育及び保育に従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有しているか。 ※両資格併有が困難な場合、いずれかの資格を有すること	☐	☐	☐	認可・認定基準条例施行通知 第2-2 園児の教育及び保育に従事する者は、認定規則第4条第1項第2号に規定する「その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認められる者であり、かつ、幼稚園教諭免許状の取得に向けて努力を行っていること。」とは、児童福祉事業に3年以上従事した経験を有する者で、宮崎県教育委員会及び宮崎県が実施する幼稚園・保育所・認定こども園等新規採用者研修を修了していることとする。
	⑥満3歳以上で保育所同様1日8時間程度利用する子ども(2号認定)の保育に従事する職員は、保育士の資格を有しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第4条第2項 職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有する者でなければならない。 第4条第3項 前項の規定にかかわらず、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有することが困難であるときその他やむを得ない事情があるときは、そのいずれかを有することとする。
	⑦満3歳未満の子ども(3号認定)の保育に従事する職員は、保育士の資格を有しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第4条第3項 前項の規定にかかわらず、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有することが困難であるときその他やむを得ない事情があるときは、そのいずれかを有することとする。 第4条第5項 第3項の規定にかかわらず、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有するものでなければならない。
					認定こども園認定基準条例 第4条第1項 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等														
		適	否	非該当															
【職員体制】	⑧朝夕等保育する子どもが少数となる時間帯にみなし保育士（県知事が保育教諭と同等の知識・経験を有すると認める者）を配置している場合、1人に限っているか。	☐	☐	☐	認定こども園における職員配置特例 ①朝夕等園児が少数となる時間帯等における職員配置特例 子どもの教育及び保育に直接従事する職員は2人を下回ってはならないとされているところ、朝・夕の時間帯に園児が順次登所し、又は退所する過程等で、当該認定こども園において保育する子どもが少数である時間帯に、職員1人に限り、保育教諭等に代え、県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができる。 ②小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育教諭等に代えて置くことができる。 ③教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例 1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要な職員に加えて職員を確保しなければならない場合にあっては、追加的に確保しなければならない職員の数の範囲内で、保育教諭等を県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができる。 ※1日に8時間を超えて開所している場合、年齢別配置基準上必要となる職員を各時間帯において配置するためには、「利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数」に追加して職員を確保する必要がある ※「利用定員に応じて置かなければならない職員の数」とは、認定こども園の認可の基準として、利用定員数に対して年齢別配置基準により算定される職員の数 ④②及び③の特例を適用する場合の職員配置 ②及び③の特例が適用された職員を配置できるのは、各時間帯において必要となる職員の3分の1までである。														
	⑨1日8時間を超えて開所していること等により、みなし保育士（県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者）を配置基準上の職員として算定している場合、追加的に確保しなければならない職員の数の範囲内としているか。	☐	☐	☐															
	⑩特定理学療法士等、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、 みなし保育士又は看護師等を配置基準上の職員として算定している 場合、各時間帯において必要となる職員の3分の1を超えていないか。	☐	☐	☐	認定こども園設備運営基準 附則第8項 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第2の1により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。 <table><tr><td>第3の6</td><td>第3の1により置かなければならない保育士の資格を有する者</td><td>特定理学療法士等</td></tr><tr><td>附則第4項</td><td>第3の1及び4(ただし書の規定を適用する場合を除く。))により置かなければならない保育士の資格を有する者</td><td>幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者</td></tr><tr><td>附則第5項</td><td>第3の2により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者</td><td>小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者</td></tr><tr><td>附則第6項</td><td>第3の1、2及び4により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者</td><td>都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者</td></tr><tr><td>附則第7項</td><td>第3の1により置かなければならない保育士の資格を有する者</td><td>看護師等</td></tr></table>	第3の6	第3の1により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等	附則第4項	第3の1及び4(ただし書の規定を適用する場合を除く。))により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者	附則第5項	第3の2により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者	附則第6項	第3の1、2及び4により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者	附則第7項	第3の1により置かなければならない保育士の資格を有する者
第3の6	第3の1により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等																	
附則第4項	第3の1及び4(ただし書の規定を適用する場合を除く。))により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者																	
附則第5項	第3の2により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者																	
附則第6項	第3の1、2及び4により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者																	
附則第7項	第3の1により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等																	
⑪保育認定子どもの定員に応じ必要な数の調理員等を配置しているか。	☐	☐	☐																
※下表は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日）別紙3に規定されている基準。																			
利用定員40人以下の施設		1人																	
利用定員41人～150人以下の施設		2人																	
利用定員151人以上の施設		3人(うち1人は非常勤)																	

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員体制】	⑫保育教諭等の数の算定について、1人に限って、当該園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。 ただし、以下の要件を満たしているか。 ・補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事していないこと。 ・保育教諭等と合同で保育を行うこと。	☐	☐	☐	認定こども園設備運営基準 第3の6 1、2及び4により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	⑬保育士の数の算定について、当分の間、当該園に勤務する保健師、看護師又は準看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。 ただし、在籍乳幼児が3名以下の認定こども園については以下の要件を満たしているか。 ・保育士（特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、特定理学療法士等の支援を行っている保育士を除く）と合同で保育を行うこと ・各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、保育に係る一定の知識や経験を有すること。	☐	☐	☐	認定こども園設備運営基準 附則第7項 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第五条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 看護師等の配置特例の要件見直しについて（R4.11.30国通知） ①保育士と合同で保育を行うことについて 在籍乳児数が3名以下の保育所で看護師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行わなければならないこと。 ②保育に係る一定の知識や経験を有することについて 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等（以下「保育所等」という。）での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳児数が3名以下の保育所で保育を行う場合、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付 け雇児発 0521 第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める子育て支援員研修のうち、地域型保育コースその他の都道府県知事が認める研修の修了（以下「子育て支援員研修等」という。）を必須とすること。 認定こども園設備運営基準 附則第9項 第3の6及び附則第7項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第3の6ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員体制】	⑭園児に対し、差別、体罰、言葉の暴力等不適切な処遇はないか。	☐	☐	☐	認定こども園設備運営基準 第5の5の8 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
【安全対策】	①危険等発生時対処要領(マニュアル)を作成し、それに基づき災害や事故の発生に備えているか。	☐	☐	☐	認可・認定基準条例施行通知 第1ー2ー5 子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であることから、子どもの健康状態や発育及び発達の状態の把握、健康増進、疾病等への対応、環境及び衛生管理、事故防止及び安全対策などについて、認定こども園安全計画の策定を通じ、計画的に行うこと。また、危険等発生時対処要領(マニュアル)を作成し、それに基づき、災害や事故の発生に備えるように、必要な対応を図ること。
	②保育中の事故防止のため、施設内外の安全点検を行っているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。 保育所保育指針 第3章3(2)ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【安全対策】	⑧送迎バスを運行する場合、以下に留意し運行の安全確保を徹底しているか。 ・運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと。 ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること。	☐	☐	☐	安全管理の徹底について(R3.8.27国通知) (1)子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること。 (2)登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 (3)送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、 ・運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと。 ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること
	⑨子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底しているか。	☐	☐	☐	
	⑩登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底しているか。	☐	☐	☐	
	⑪園児等の通園や園外活動のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認しているか。	☐	☐	☐	認定こども園設備運営基準 第八條の六 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。 第八條の七 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転車席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて六に定める所在の確認（子どもの自動車の降車の際に限る。）を行わなければならない。
	⑫通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する措置を装備し、当該装置を用いて、降車時の所在確認をしているか。	☐	☐	☐	

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【教育・保育】	①教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例・認定規則 条例第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに規則で定める事項に基づかなければならない。 規則第6条 条例第9条の規則で定める事項は、次に掲げる事項について知事が定めるものとする。 (3) 教育及び保育の計画並びに指導計画
	②教育及び保育の指導計画を作成しているか。	☐	☐	☐	
	③食育計画を作成しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。 保育所保育指針 第3章2(1)ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。
	④満3歳未満の子どもについては、生育歴・心身の発達・活動の実態等に即した個別的な計画を作成しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。 保育所保育指針 第1章3(2)イ(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【教育・保育】	⑤障がいのある子どもについては、個々の子どもの状態に応じた支援を行っているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。 保育所保育指針 第1章3(2)キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。
	⑥指導要録の抄本又は写し等子どもの育ちを支えるための資料を小学校等に送付しているか。	☐	☐	☐	認定こども園設備運営基準 第五の六 3 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。
	⑦認定こども園の子どもと小学校等の児童や、認定こども園と小学校等の職員同士の交流の機会を設けているか。	☐	☐	☐	認定こども園設備運営基準 第五の六 2 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
【食事の提供】	①前年度に実施した給食について栄養給与状況報告書を作成し、所轄保健所に提出しているか。	☐	☐	☐	栄養管理条例 第3条第1項 多数給食施設の管理者は、規則で定めるところにより、当該施設における栄養の給与状況を知事に報告しなければならない。
	②給食関係の帳簿は整備されているか(給食日誌等の栄養管理関係帳簿)。	☐	☐	☐	栄養管理条例 第3条第2項 多数給食施設の管理者は、規則で定める書類及び帳簿を備えなければならない。 栄養管理条例施行規則 第4条第1項 条例第3条第2項に規定する規則で定める書類及び帳簿は、次に掲げるものとする。 (1) 献立表 (2) 栄養管理関係帳簿

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【食事の提供】	③子どもに食事を提供する前に検食を実施しているか。	☐	☐	☐	保育所給食の手引き 第5章－7（1） 調理が完了したら配膳までの間に、調理従事者以外の検食者によって食事を安全、衛生、食育的観点から検食する。給食日誌の「検食者記録欄」又は「検食簿」に記載し、結果を活用することで給食内容の改善を図る。
	④関税が免除されたスキムミルクを使用している場合、受払簿に使用状況を記入しているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第2-(4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。 関税暫定措置法 第9条第1項 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率（軽減税率）が定められているもので、政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続きをしなければならない。 関税暫定措置法施行令 第33条第5項 法第9条第1項の軽減税率の適用を受けた前条第1項第1号に掲げる物品の給食を実施する法の別表第1第0402・10号の2の(1)に規定する児童福祉施設等並びにこれらの者の受託を受けて当該物品を使用して給食用の加工品を製造する者は、当該物品及び加工食品に関する帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。 1 略 2 配分した物品の種類、数量、価格、配分年月日、配分先、蔵置場
	①労働条件通知書（雇用契約書）を交付しているか。 明示事項：労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準 就業場所・業務、始業・終業時刻、時間外労働の有無、 休憩時間、休日、休暇、賃金、退職	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 労働基準法 第15条第1項 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。
	②①で明示された労働条件と勤務実態に相違はないか。	☐	☐	☐	

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員処遇】	③労働条件に変更があった場合や、有期労働契約者の更新の際は改めて交付しているか。	☐	☐	☐	労働基準法施行規則 第5条第1項 使用者が法第15条第1項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。（以下略） パート労働法 第6条第1項 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、労働基準法第15条第1項に規定する省令で定める事項以外のものであって省令で定めるものを文書の交付等により明示しなければならない。
	④所定労働時間は1日8時間、週40時間（44時間）を超えていないか。	☐	☐	☐	労働基準法 第32条第1項 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について40時間を超えて、労働させてはならない。 同条第2項 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について8時間を超えて労働させてはならない。
	⑤変形労働時間制を採用している場合、1週間あたりの労働時間は法定の範囲内となっているか。 ・1か月単位の変形労働時間制を新規に採用する場合 ⇒就業規則の変更、労使協定の締結により採用する場合は労働基準監督署への届出が必要 ・1年単位の変形労働時間制を新規に採用する場合 ⇒労使協定の締結及び就業規則の変更、労働基準監督署への届出が必要	☐	☐	☐	労働基準法 第32条の2 1か月単位の変形労働時間制とは、1か月以内の一定の期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間（特例措置対象事業場は44時間）以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度 第32条の4・第32条の4の2 1年単位の変形労働時間制とは、労使協定を締結することにより、1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下（特例措置対象事業場も同じ）の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度
	⑥時間外及び休日労働に関する協定（36協定）を締結し、所轄労働基準監督署に届け出ているか。	☐	☐	☐	労働基準法 第36条第1項 使用者は、労働組合または労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、労働基準監督署に届け出た場合においては、協定の定めるところによって労働時間を延長し、または休日に労働させることができる。
	⑦給与から法定外控除を行っている場合、賃金控除に関する協定（24協定）を締結しているか。	☐	☐	☐	労働基準法 第24条第1項 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。また、法令に別段の定めがある場合または当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員処遇】	⑧年次有給休暇が適切に付与されているか。	☐	☐	☐	労働基準法 第39条第1項 使用者は、雇入れから起算して6か月継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対し、10日の有給休暇を与えなければならない。 (注)週所定労働日が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者(パート労働者)についても、年次有給休暇の比例付与が必要。ただし、年間の勤務日が48日に満たない場合は不要。
	⑨就業規則は関係法令の改正に合わせて変更しているか。	☐	☐	☐	労働基準法施行規則 第49条第1項 使用者は、常時10人以上の労働者を使用するに至った場合においては、就業規則の届出を所轄労働基準監督署長にしなければならない。
	⑩労働契約や労働時間に応じ適切な賃金が支払われているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 保育士労働環境確保通知 記(1) 指導監査通知に掲げられた着眼点のうち、「労働基準法等関係法規は、遵守されているか」の確認を求めるものについては、保育士等の職員に対してその労働契約や労働時間に応じ適切な賃金が支払われているか等について、賃金台帳や雇用契約書等の労務関係書類も含め適切に確認することを意図するものであること。
	⑪通勤・住宅手当等各種手当が規定され、適正に支払われているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第2-2-(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。
	⑫規程と実態は一致しているか。	☐	☐	☐	